

# 卷 末 資 料

有望地点の写真集

ペルー地熱資源法

## 有望地点の写真集

### Chungara-Kallapuma



Upstream of Chungara River



Hot Spring (boiling) in the Upstream of Chungara River



Downstream of Chungara River



Hot Springs in Juntupujo



Hot Spring in Juntupujo

Ancocollo



Around the Upstream of Ancocollo River (from SW to NE)





Hot Springs (boiling) in the Upstream of Ancocollo River



Alteration Zone along Ancocollo River



Hot Springs in the Downstream of Ancocollo River (with carbonate sinter)



Salt Lake along the Downstream of Ancocollo River



Tutupaca

East Side (Azufre Grande/Chico)



Azufre Grande (near the road)



Fumarole in the Upstream of Azufre Grande? (INGEMMET, August 2009)



Hot Spring in Azufre Grande (acidic)



Azufre Chico



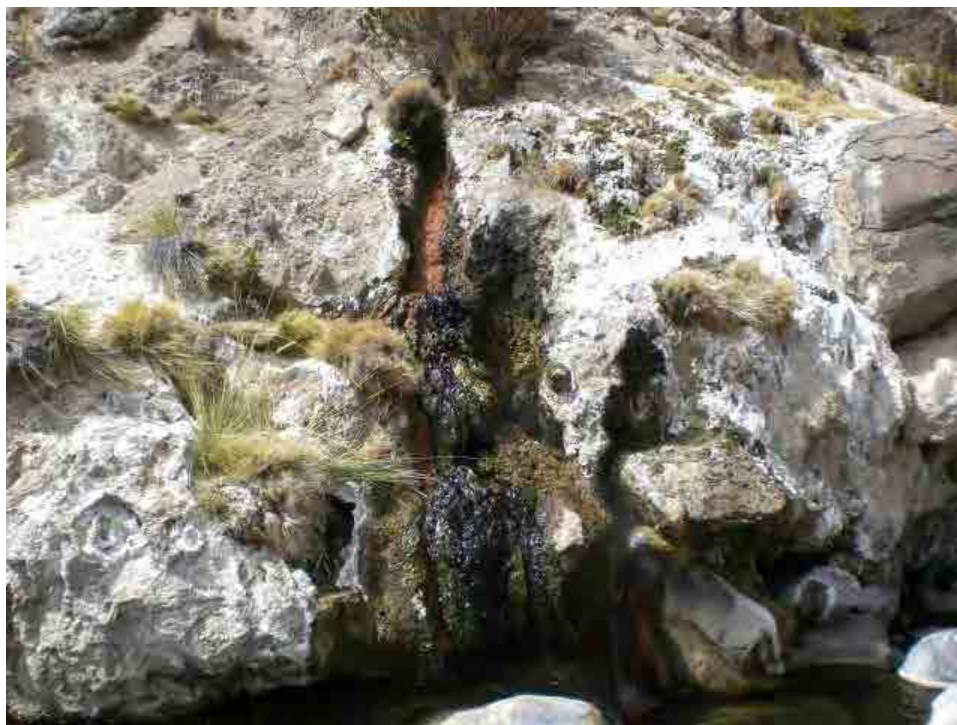


Hot Spring in Azufre Chico (acidic)

West Side (Tacalaya)



Valley of Tacalaya River



Hot Spring in Tacalaya



Spring Water and Sinter in Tacalaya



Crucero



Crucero Field with Hot Spring



Hot Spring and Sinter





Hot Spring

Pinaya



Pinaya Area



Hot Spring and Sinter



Hot Spring





Hot Spring

Calacoa-Putina



Valley of Putina with Geyser





Geysers at the Upstream



Valley of Putina (from downstream)



Gesers in the Downstream of Putina



Hot Spring (boiling) in the Downstream of Putina



Valley at the Downstream of Putina around Geysers

Ulucan

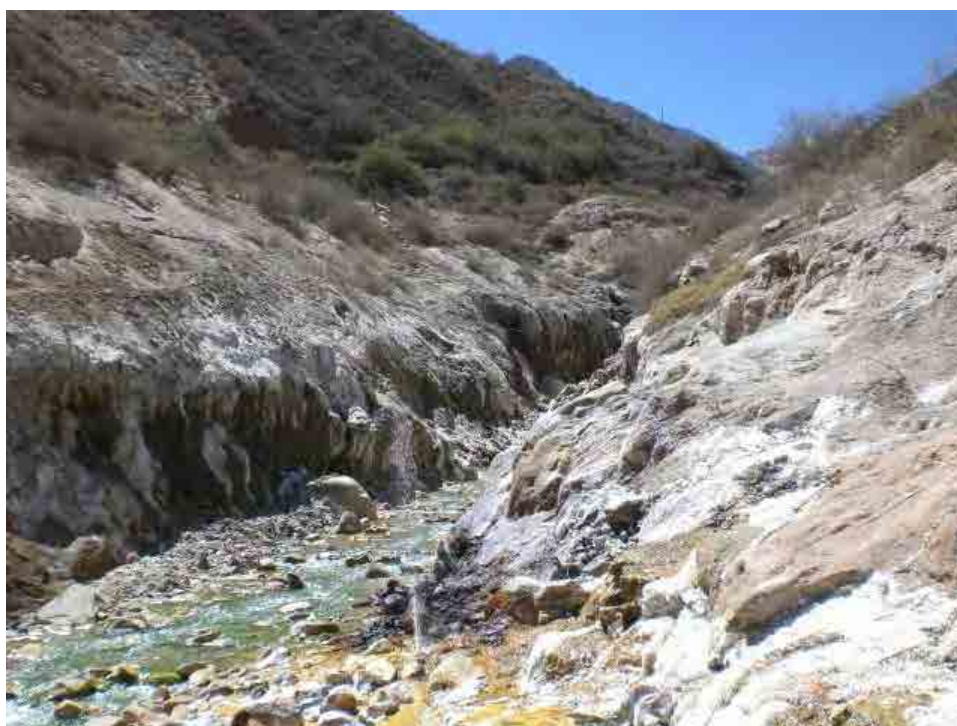


Valley of Ulucan (with hot springs)





Hot Springs and Natural Bath



Hot Spring and Sinter



Hot Spring and Sinter



Valley of Ulucan (downstream)



Jesus Maria



Valley of Jesus Maria



Hot Spring





Hot Springs and Sinter



Valley of Jesus Maria

Collo/Titire (Pampa Viaje)



Titire Area



Hot Spring in Titire





Hot Spring in Pampa Viaje



Hot Spring and Sinter in Pampa Viaje



Cailloma



Pusapusa Area



Hot Spring in Pusapusa



Qoñicmaya Area with Hot Spring



Hot Spring in Qoñicmaya



Chivay (Pinchollo)



Pinchollo Area



Geyser in Pinchollo





Geyser in Pinchollo



Fumarole in Pinchollo



Hot Spring (mud pit) in Pinchollo



Pacla Area





Hot Spring in Paclla

Puquio (Cceronta)



Hot Spring Area at Cceronta



Sinter at the Upstream of Cceronta



Sinter and Rock Alteration along the Stream in Cceronta





Hot Springs with Sinter in Cceronta



Downstream of Cceronta

Chancos



Valley of Chancos



Major Hot Spring in Chancos (for Spa)





Valley of Chancos (downstream)



Minor Hot Spring with Carbonate Sinter

## ペルー地熱資源法

### 地熱資源法 (Ley No. 26848, 1997 年 7 月施行)

#### 第 1 編：地熱資源開発活動

##### 1 章：一般条項

1 条：「概査 (reconnaissance)」は、地質調査・地化学調査により、ある地域が地熱資源を有するかどうかを判断する活動である。概査では環境へのインパクトは最小限である必要がある。概査は、細則に従って国全土で自由に行える。概査のための事前の許可は必要ない。

2 条：「探査(exploration)」は、地熱資源の大きさ・位置・特徴・規模を判断するための活動で、熱流量坑の掘削を含む。地熱資源探査のための「探査権(authorization)」を必要とする。

3 条：「地熱資源開発(exploitation of geothermal resources)」は商業目的で地熱エネルギーを蒸気・熱・流体の形で取り出す活動で、地熱資源開発の「開発権(concession)」を必要とする。

##### 2 章：地熱資源地域

4 条：地熱権（「探査権」または「開発権」）の申請にあたっては、必ず調査予定地域の正確な範囲と位置を示さねばならない。その範囲により地熱資源地域が決定される。

5 条：申請される地熱資源地域は、深さを問わず UTM 座標により示される多角形で囲まれた平面図で示される。

6 条：地表面の基本ユニットは、MEM が採用する碁盤目状のシステムに従い、UTM 座標により幾何学的に示される。

7 条：地熱地域は隣接する 25 ヘクタールから 1000 ヘクタールまでの範囲とする。

8 条：地熱権は憲法 71 条第 2 段落に定められるケースを除いて全国土を対象とする。憲法 71 条の適用は、ケース毎に閣議決定により公的な必要性が示された場合のみ可能である。

9 条：地熱権の登録は、国家公共登録システムのもとに行われる。

##### 3 章：共存する様々な権利

10 条：地熱権の申請が行われる地域が、炭化水素、鉱業、電力など他の開発権がすでに付与され



ている地域と重なる場合、既存の開発権の保有者が、地熱権申請者に替わってその地域の権利を地熱権に替える権利を持つ。既存の開発権保有者が地熱権申請者に替わって地熱権を申請できるのは、細則が定めるとおり最初に地熱権の申請が政府紙「El Peruano」に掲載された日から 60 日以内である。

11 条：10 条で定められた期間内に（既存の開発権取得者により）優先権が行使されなければ、地熱権の申請者は、手続きを通常どおりに進めることができ、その権利は、既存の開発権の保有者により問題とされることはない。この場合、同じ地域の全体あるいは一部に両者の権利が共存する。

12 条：11 条で定められるようにすでに（鉱業などの）開発権が付与されている地域で地熱資源開発が行われる場合、地熱資源開発により、すでに開発権を有している者の活動に物質的な損害を発生させてはならない。もしそのような場合は、地熱権所有者が損害に対する責任を負う。

## 第 2 編：地熱権

### 1 章：探査権 (authorization)

13 条：電力総局は、同法と細則に従い、特定の地熱資源地域で行われる探査活動を独占的に行う資格があると判断された者に対して「探査権」を与える。

14 条：探査権所有者は、細則に従い「開発権」に対する優先権を有する。

15 条：探査権は、政府紙「El Peruano」掲載から 3 年間有効である。細則の定める条件を満たす場合はさらに 2 年間延長可能である。探査権の有効期間中は、探査権所有者はいつでも「開発権」を申請できる。

### 2 章：開発権

16 条：MEM は、同法と細則に従い、地熱資源地域の全体あるいは一部で独占的に地熱資源開発を行う資格があると判断された者に対して、「開発権」を付与する。

17 条：開発権付与に関する大臣令により、該当する開発権契約が承認され、担当官に署名権限が与えられる。

18 条：開発権は、政府紙「El Peruano」掲載日から 30 年間有効である。例外として、細則の定める条件を満たす場合には開発権は延長可能である。地熱エネルギーによる発電が行われる場合には、開発権契約は自動的に発電事業の許可期間延長される。発電事業はその法律（電気事業法）の下に行われる。

19 条：開発権契約には、以下の条項が含まなければならない。

- 19.1 地熱権の付与について
- 19.2 投資プログラムの策定
- 19.3 作業計画の策定
- 19.4 事業の詳細な資金計画
- 19.5 環境法の遵守について
- 19.6 契約解除の原因に関して
- 19.7 細則に定められる保証
- 19.8 地熱資源地域の確定
- 19.9 細則で定められるその他事項

### 第3編：共通の権利

20 条：地熱権の保有者は、電力総局に対して以下の権利のいずれをも申請することができる。

- 20.1 地熱権の対象となる未開墾地を無償で経済目的で使うこと
- 20.2 地熱権の対象となる土地が国有地である場合、通常的地熱権の行使に必要とされる活動を行うこと
- 20.3 活動に必要な地役権の申請
- 20.4 すでに失効した地熱権の対象地域の地役権または土地利用権に利すること

21 条：開発権の所有者は、細則にしたがって、活動に必要な不動産の収用を MEM に申請することができる。但し、その活動が（不動産収用によりもたらされる）影響よりも重要であることを証明すること。

22 条：地熱権の保有者は、細則の定めるところに従い、局長令あるいは大臣令による事前の承認により、地熱権の蓄積、一部あるいは全体の放棄、譲渡ができる。

### 第4編：共通の義務

23 条：地熱権の所有者は以下の義務を有する。

- 23.1 地熱法、細則、その他の補足的規則を遵守すること。
- 23.2 策定された作業計画を遂行すること。
- 23.3 策定された投資プログラムを遂行すること。
- 23.4 探査権の付与、開発権契約の際に課された条件を遂行すること。
- 23.5 地熱資源地域で行われたすべての調査とオペレーションに関する技術的・経済的情報を、細則に定められる方法と時期に従って、OSINERG に提供すること。
- 23.6 設備に対して OSINERG が要求する技術検査の便宜を図ること。
- 23.7 地熱権の権利金を支払うこと、規制・監督機関への納付金を支払うこと、地熱資源利用に対する国への納付金を支払うこと。
- 23.8 関連する作業・設備を効率的なオペレーションが可能な状態に保持すること。



- 23.9 地熱資源の再生可能性を保持すること。
- 23.10 地熱活動の際に、環境、国の文化遺産を保全すること。

## 第5編：地熱権の消滅

24条：地熱権は、細則の定める条件に従い、放棄及び失効により消滅する。

24.1 探査権は以下の場合、失効する。

24.1.1 探査権保有者が、期間中に権利金を支払わない、またはその罰金を支払わない場合。

24.1.2 探査権保有者が、該当する罰則規定を適用されてもなお、環境法に従った調査設備の運営を行わない場合。

24.1.3 探査権保有者が、不可抗力の場合を除いて、定められた期間・条件で調査を実施しない場合。

24.2 開発権は以下の場合、失効する。

24.2.1 開発権保有者が、定められた期間内に開発権契約の登記を行わない場合。

24.2.2 開発権保有者が、不可抗力の場合を除いて、開発権契約に定められた期間に、調査や工事を行わない場合。

24.2.3 開発権保有者が正当な理由なしに1年で合計876時間以上設備のオペレーションを行わなかった場合。

24.2.4 開発権保有者が、該当する罰則規定を適用されてもなお、環境法に従ったオペレーションを行わない場合。

24.2.5 開発権取得者が、定められた期間内に規制・監督機関への納付金を支払わない場合、地熱資源利用に対する国への納付金を支払わない場合、または該当する罰金を支払わない場合。

25条：地熱権の消滅に対しては、それについての決議が政府紙「El Peruano」に掲載されてから30日間は自由に異議申し立てを行える。

26条：24条に述べられる理由により消滅した地熱権は、その一部・全体、直接・間接を問わず、前所有者あるいはその2親等までの血縁・姻戚関係者は申請できない。この禁止条項は、前所有者の共同出資者にも適用される。地熱権が放棄により消滅した場合は、この禁止条項は消滅に関して政府紙「El Peruano」に掲載されてから2年間まで適用される。

## 第6編：法的管轄

27条：地熱に関する法的管轄は、細則に従い OSINCERG 及び電力総局が行う。細則は、同法の不履行・違反があった場合の制裁・罰金について定める。これによる収入は OSINCERG の資産となる。

## 第7編：手続き

28条：地熱権の対象となる地域全体あるいは一部に二つ以上の申請があった場合には、最初の申

請者を優先する。

29 条：ある申請が、申請書類が受理され審査中であっても、他の申請が細則に従って提出されることは認められる。

30 条：地熱権の申請はすべて以下の条件を満たさなければならない。

- 30.1 地熱資源地域を UTM 座標により示すこと
- 30.2 手続きに係る費用の領収書
- 30.3 探査権の申請については、権利金の支払い証明書
- 30.4 申請者の会社情報
- 30.5 事業概要書・地図
- 30.6 詳細な事業実施計画
- 30.7 事業の詳細な予算計画
- 30.8 環境影響報告書
- 30.9 該当する保証
- 30.10 申請書の公表
- 30.11 細則が要求するその他事項

31 条：地熱権の申請の評価の際の技術・法律・経済財務上の要件や申請者の経験・能力については細則において定める。これらは地熱地域の特徴に応じて必要な投資が行われ、環境法が厳密に遵守され、地熱活動の持続性が保証されるために必要なものである。

## 第 8 編：投資の促進の保証

### 1 章：所得税

32 条：開発権保有者は、所得税支払いの義務があり、開発権契約時に有効な税法に従う義務がある。開発権保有者が、外国企業の支店である場合、所得税はペルーで発生する収益に対してのみ適用される。開発権保有者が、(石油などの) 追加の活動を一部国内、一部国外で行う場合、それにより発生する所得所得には、所得税法の石油関連オペレーションに適用される法則が適用される。

33 条：開発権保有者は、その組織・企業形態に係らず、所得税対象の法人とみなされる。開発権共同保有者は、直接的・個別的に所得税支払いの義務がある。

34 条：探査権・開発権契約を複数所有し、さらに地熱資源・エネルギーに関する他の活動も行っている者は、契約毎・活動毎の結果を個別に明らかにし、それにしたがって所得税を計算する。一つあるいはそれ以上の開発権契約・活動が、連続的に損失を生む場合、開発権保有者が望む場合は、他の開発権契約・活動により発生する利益によって補填することを認める。開発権契約で投資が行われたものの商業的開発レベルまで達しなかった場合には、商業的開発レベルに達した



他の契約で行われた同様の投資に累積し、その合計額を同法 35 条にしたがい選択された方法により減価償却する。

35 条：地熱資源の商業的開発レベルに達するまでに投じられる探査・開発費用（井戸の費用も含む）は一つの勘定に計上され、保有者の判断で、契約ごとに以下の二つの方法のいずれかにより減価償却される。

35.1 生産ユニットベース、又は

35.2 定額法による最低 5 年間以上の減価償却。商業的開発開始後は、回復不可能な支出に該当するすべての項目を経費として控除する。減価償却可能資産の磨耗は、所得税法に従い、年毎に算定される懲罰控除を通じて補償される。減価償却については、国税当局（SUNAT）に報告すること。開発権保有者が非居住者により提供されるサービスに対して支払う費用は、その細則が定める条件を満たす場合、所得税対象外である。

36 条：開発権保有者は開発権契約において適用する減価償却法を決定し、その後変更は認められない。定額減価償却法を採用する場合は、開発権契約において減価償却期間について定めること。

## 2 章：関税に関する権利

37 条：地熱権の保有者は、その活動に必要なすべての資材を輸入できる。

38 条：地熱権の保有者がその探査権有効期間中の探査活動に必要なとする資材の輸入は、MEM と MEM が承認する資材リストに従って、課税対象外である。

39 条：地熱権の保有者は、関税法およびその細則で認められる場合を除いて、前条に従って輸入の際に免税が適用された資材の輸出を行ったり、その他の目的に利用することはできない。

## 3 章：会計

40 条：地熱権の保有者は、ペルーでの規則や会計の慣習に従って、外貨の会計を認める。

## 4 章：保証

41 条：国は、地熱権の保有者に対して、探査権付与あるいは開発権契約の際に有効な税法が、探査権・開発権の有効期間中に適用されることを保証する。

42 条：前条に従い、MEM は、MEF の賛同により、該当する保証・安全を付与する協定に署名することができる。地熱権の保有者は政令 No. 662, No. 758 に従い、法律の安定性に関する協定に署名をすることができる。その協定では、開発権契約における税金の扱いを明確にする。法律の安定性に関する契約も出るは MEM 及び MEF により出される最高令により承認する。

## 5 章：国の収入

43 条：開発権保有者は、細則に従って、資源の利用に対する国への納付金を支払う。納付金額は、発電量により、さらに水力発電平均コストの 1%を超えてはならない。発電とは異なる利用に対する納付金は、最高令で定める。

44 条：地熱資源開発に対して課される使用料は、それについての法律により定められる。

45 条：探査権が付与される日から、保有者は、細則に従って権利金の前払いを行う。

46 条：開発権保有者は、監督・規制・検査機関の持続的運営費として MEM の定める一定額を支払う。いかなる場合も年間売上げの 1%を超えることはない。

## 第 9 編：環境保護

47 条：地熱権保有者は、その活動やオペレーションの結果として国、人、資産、環境に対して発生するすべての損失や損害の責任を有する。

48 条：地熱権保有者は、その労働者の安全と健康を保証し、OSINERG その他の関係当局による検査の便宜を図る。

49 条：地熱権の申請には、自己申告(judicial declaration)の形での環境影響報告書を提出しなければならない。その報告書では(地熱調査)活動を行う場所の環境の現状と背景を示すこと。同様に、現効の関連法則に従って、活動の結果として予測される影響について述べること。申請者は、電力総局が求める場合にはさらに必要な情報提供を行う義務がある。

### 地熱資源法細則(抜粋)

(Decreto Supremo No. 019-2010-EM, 2010 年 4 月改訂版)

#### 序

2 条：地熱権代替への優先権

地熱資源法 10 条の地熱権代替への優先権は「探査権」の申請に対してのみ適用する。

#### 探査(exploration)

7 条：探査(exploration)

「探査」は以下の 2 つのフェーズに分けられる。

フェーズ 1：1000m 以上の探査用の井戸掘削を含まない事前調査

フェーズ 2：最低 3 本の探査用の井戸の掘削

フェーズ 1 については 2 年まで、フェーズ 2 は 1 年まで申請できる。一人の申請者が累積的に探査権を申請できるが、上限は 20000 ヘクタール。



累積的な申請を行う場合、全体として必要最低限の探査用井戸の掘削を行えばよい。

### 開発 (exploitation)

#### 8 条：開発 (exploitation)

開発は、地熱流体の商業利用を目的とした地熱エネルギー開発のための活動。開発地域は 1000 ヘクタールを超えないこと。

### 地熱権：一般事項

#### 9 条：保証

地熱権の付与の際には、同細則の定める額の保証が差し入れられなければならない。

#### 11 条：申請の優先順位

同じ地域に対して 2 つ以上の申請が出された場合は、電力総局は、申請順に評価を行う。

### 探査権の申請

#### 12 条：申請受理の要件

「探査権」の申請には、探査開始前に、エネルギー環境総局 (DGAAE) により承認された環境調査報告書を提出するとの誓約書 (Declaración Jurada) が必要。

#### 13 条：申請の審査

探査権の要請は、電力総局によって審査される。電力総局は、申請の不備については申請を受理してから 15 日以内に指摘する。申請者は電力総局から指摘を受けてから 10 日以内に不備を修正する。

#### 14 条：通知の公告

申請受理後、電力総局は、申請者にそれを通知する。通知が行われてから 10 日以内に、申請者は通知が行われたことを政府紙「El Peruano」または全国紙に 2 日連続で掲載しなければならない。

#### 15 条：探査権の付与

電力総局は、異議申し立てが無ければ、あるいはあった場合でも申請者に有利に解決された場合には、4 条での公告の掲載から 30 日以内に、探査権を付与するか否かを決定するための技術的・法的審査を行う。この期間内に探査権が与えられない場合には、申請は却下されたと見なされる。探査権の付与についての局長令は、通知から 5 日以内に、政府紙「El Peruano」に掲載される。

#### 16 条：有効期間

探査権の有効期間は、探査権を付与する局長令において定められる。

### 探査権保有者の権利と義務

#### 17 条：義務

##### 17.1 権利金支払い証明書の提出

- 17.2 探査権保有者がフェーズ II まで進めることを決定した場合は、フェーズ I 終了 30 日前までに、フェーズ II 予算の 5% の額でフェーズ II 期間をカバーする保証を提出すること。
- 17.3 探査権保有者は、すべてのフェーズが終了した後、電力総局に探査権期間中に得た技術情報を提出すること。

#### 18 条：有効期限の延長の申請

探査権の有効期間の延長は、探査計画がオリジナルの期間では終了しなかった場合のみ、1 度だけ 2 年間まで電力総局に申請することが可能。

#### 19 条：義務の不履行

探査権保有者は、その有効期間内に義務を履行できなかった場合、電力総局は保証を実行する。探査権保有者は、探査権期間中に得た技術情報を電力総局に提出する義務がある。電力総局は IMGEMMET を通じてそれを公開する。

#### 20 条：開発権の優先権

探査権保有者は、探査権有効期限終了後 2 年間まで、調査を行った地域の開発権に対する優先権を持つ。

### 開発権の申請

#### 21 条：申請受理の要件

21.11 「開発権」の申請には、開発開始前に、エネルギー環境総局（DGAAE）により承認された環境調査報告書を提出するとの誓約書（Declaración Jurada）が必要。

#### 22 条：申請の審査

申請は電力総局により、審査される。電力総局は、書類不備については 15 日以内に申請者に指摘し、申請者はそれから 15 日以内に不備を修正しなければならない。

#### 23 条：通知の公告

申請が受理されたら、10 日以内に申請者は電力総局からの通知を政府紙「El Peruano」または全国紙に 2 日間連続で掲載しなければならない。

#### 24 条：開発権の付与

開発権の申請に対しては、通知が政府紙「El Peruano」または全国紙に掲載されてから最大 60 日以内に回答が出されなければ成らない。60 日以内に回答がない場合は、申請は却下されたと見なされ、保証は返還される。開発権付与の大臣令は、大臣令が出されてから 5 日以内に政府紙「El Peruano」に掲載される。

#### 25 条：開発権の有効期限

開発権の有効期限は、開発権を付与する大臣令で定める。



**27 条：履行保証**

開発権保有者は、予算の 5% の額で、開発権期間をカバーする保証を提出すること。保証は、事業の進捗にしたがって 25% ずつ返還を求めることができる。進捗状況については OSINERGMIN の確認が必要である。

**開発権保有者の権利と義務**

28 条：毎月、電力総局と OSINERGMIN に活動報告書を提出する。

29 条：開発権期間は、期間終了の 6 ヶ月以上前に予告することにより、1 回に 10 年まで延長可能。

**地役権（土地収用）の申請**

31 条：探査(exploration)のフェーズ II または開発 (exploitation) に入る前に、地熱活動により影響を受ける土地の所有者と書面での合意が必要。そうでない場合は、地役権（土地収用）を申請することができる。

32 条：地役権の申請には以下の書類が必要

32.1 期間

32.2 事業の技術的・経済的正当性

32.3 影響を与える土地との関係。補償の見積額。土地の位置・範囲、土地所有者に関する情報

32.4 土地の現状、現在の利用状況

32.5 申請する地役権に関する説明・詳細な地図

32.6 補償合意があるならば、合意書コピーなど

要請は電力総局が審査をする。書類に不備がある場合は、5 日以内に指摘する。不備の修正は 10 日以内に行う。

33 条：土地収用に関する通知

申請が受理されてから、電力総局は、補償合意のできていない土地所有者に、申請のあったことを通知する。土地所有者は最大 20 日以内に意見を表明する。土地の所有者が不明である場合、電力総局は地熱権の保有者に対して、通知について、10 日以内に政府紙「El Peruano」または全国紙に公表させる。

34 条：地役権の申請に対して異議がある場合は、土地所有者への通知から 20 日以内に電力総局に提出すること。異議は、技術的に正当な理由がある、または安全基準を見たしていない場合のみ手続きされる。地熱権保有者は、異議が出てから 5 日間、意見を表明できる。

35 条：電力総局は、その決定により、あるいは要請に基づいて、10 日間を試験期間とすることができる。また OSINERGMIN に、異議を解消するために必要とされる報告書を求めることができる。電力総局は、地熱権保有者の意見表明期間の終了、または試験期間の終了後 10 日以内に結論を出す。

36 条：異議申し立て期間が終了したとき、あるいは異議申し立てが行われた場合にはそれが解消したとき、補償が必要とされる場合には、当事者たちが誰が補償額を決めるかで合意する場合を除いては、電力総局が補償額を決定する。

37 条：地熱権保有者が土地所有者に対して決められた補償額を支払わない場合は、地役権は失効する。

### 地熱権累積の申請

39 条：隣接する地熱地域は、地熱権の保有者によってのみ地熱権の累積を申請できる。

### 地熱権分割の申請

45 条：地熱権の保有者は、地熱地域の分割を申請できる。その場合は、1 つの権利が 25 ヘクタールより小さくなってはいけない。

### 地熱権の申請に対する異議

52 条：地熱権の申請に対する異議

地熱権申請に対しては、申請受理が公告されてから 10 日以内に異議申し立てを行うことができる。異議申し立てを行う場合は、手続きに必要な支払い証明書、異議申し立ての対象となる地熱権の申請者が提出したものと同一保証を提出しなければならない。異議申し立てから 5 日間は申請者は異議申し立てに対する回答を行える。申請者の回答があってもなくても、電力総局は異議申し立てから 15 日以内に結論を出す。その後さらに異議申し立てがあれば、電力総局の通知から 5 日以内に行い、電力総局はそれに対して 10 日間で結論を出す。これで異議が解消されなければ、事務的解決手段はここで終了する。

### 地熱権の消滅

53 条：一般条件

地熱権全体あるいは一部の辞退については、電力総局に申し出る。地熱権全体の辞退の場合は、本細則 17 条 2 項、及び 27 条に定めるとおり保証が実行される。辞退された地熱地域は、新しい地熱権付与の対象となる。

54 条：探査権の辞退

電力総局は、探査権の辞退の申し出があってから 10 日以内に審査をする。不備がある場合には、申請者は 15 日以内にそれを正さなければ、探査権の辞退は認められない。

55 条：決議までの期間

書類に不備が無く、あるいは特定期間内に不備が修正された場合には、電力総局は、申し出から 30 日以内に決議する。

56 条：開発権辞退の手続き

開発権の辞退の場合は、12 ヶ月以上前に電力総局に申し出ること。但し、開発に関する活動を全



く行わなかった一部区画の辞退については、同細則 54 条・55 条に従う。電力総局は、開発権辞退の申し出から 10 日以内に審査をする。書類の不備があれば、申請者は 15 日以内に修正されなければ、開発権の辞退は認められない。電力総局は最終的判断に必要ながあればいつでも補完情報の提出を求めることができる。書類に不備が無く、あるいは特定期間内に不備が修正された場合には、電力総局は 30 日以内に決議する。

#### 57 条：開発権の満了

地熱権の期間満了時に生産活動が行われていない場合、電力総局は資産を評価する。新たな地熱権の申請がある場合には、その時点で評価額はアップデートされ、その額が申請者により支払われなければならない。開発権の期間満了時に、生産活動が行われている場合は、電力総局は、活動の継続性を確保するために 6 ヶ月の期限付きで一時的な事務介入と資産評価を行う法人を指名する。資産評価の後、MEM の規定に従って入札を行う。

### エネルギー鉱山省の法的所轄

#### 58 条：第 2・最終権限

電力総局により出される決議に対して反論が出された場合、地熱資源法及びその細則に加え MEM エネルギー次官令が第 2 の、且つ最終的な事務管轄機関として機能する。

### 電力総局

#### 59 条：電力総局の権限

電力総局は地熱資源法・その細則に従い、関連する全ての事務事項を手続きし、決議する第 1 の権限を有する。

### エネルギー環境総局

#### 60 条：エネルギー環境総局の権限

エネルギー環境総局 (DGAAE) は、地熱資源法とその細則に従い、地熱活動の環境影響調査に関連する全ての事務事項を手続きし、決議する。

### エネルギー鉱山投資監督機構 (OSINERGMIN)

#### 61 条：権限

61.1：OSINERGMIN は、地熱活動の監督・検査を担当する。

61.2：OSINERGMIN は、地熱権の保有者に対する罰金・制裁を決定する。

61.3：OSINERGMIN は、地熱権失効の原因となる違反に関して電力総局に報告する。

### 投資促進の保証

#### 62 条：権利金

探査権の保有者は、探査権を付与される前に 1 年目の権利金の支払いを行う。2 年目からは翌年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、年毎の権利金を支払う。

62.1 1 年目 1 ヘクタールごとに 0.001 UIT (税単位)

62.2 2 年目 0.002UIT

62.3 3年目 0.003 UIT

62.4 4年目 0.004 UIT

62.5 5年目 0.005UIT

#### 63条： 開発権保有者に対する課金

MEMは毎年11月30日までに、地熱法46条で開発権保有者に課されている金額について、年間売上の1%を超えない範囲でその額を決定する。この内、規制・検査機関への納付金も割合も決定する。

#### 64条： 国への納付金

国に対する年間の納付金は以下のとおり計算する。

64.1 地熱発電所の前月の発電量を考慮し、発電エネルギー平均価格の1%とすること。発電エネルギー平均価格は、OSINERGMINが電力事業法細則に基づき決定する。発電事業の開発権保有者と地熱の開発権保有者が異なる場合は、発電事業の開発権保有者は地熱の開発権保有者に対して計算に必要な情報を提供する。

64.2 この結果が国への年間納付金となる。

64.3 地熱の開発権保有者が、探査権の保有者、電力事業の開発権の保有者と同じである場合は、1つの納付金のみ支払う。